

那須トレーニングファーム 乗馬スポーツ少年団規約

(名称)

第1条 本団は、那須トレーニングファーム乗馬スポーツ少年団と称する。
本団の円滑な運営を行うための規約を定めるものとする。

(目的)

第2条 本団は、学校教育活動外において、乗馬を通じて青少年の健全な育成を図ると共に、乗馬技術の向上及び馬の飼養管理技術の習得、地域スポーツ活動の振興に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本団は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 乗馬の練習、馬装及び馬の手入れ
- ② 厩舎の作業、掃除等
- ③ 競技会への参加、競技会のお手伝い等
- ④ 那須トレーニングファームのイベントのお手伝い等

(入団)

第4条 本団へ入団を希望する者は、入団要項の手続きに従い入団申込を行い、承認を受けることにより入団することができる。
申込書の記述事項に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

(費用)

第5条 入団を認められた団員は、決められた期限までに活動費を納入しなければならない。

(期間)

第6条 入団期間は毎年4月1日より翌年3月末までの一年間とする。
期間が終了し、更新を希望する団員は、更新の手続きを必要とする。

(活動日)

第7条 団員の活動日は決められた日時の中で活動に参加することができる。活動可能日は月の初めに用紙でお知らせすることとする。

(指導者等)

第8条 指導者等は、那須トレーニングファームのスタッフの中から任命する。

指導者は、無限の可能性を持っている団員の人権を尊重しながら、団員の心身の健全な育成に努めなければならない。

指導者は、常に創意と工夫を重ね、効率的かつ効果的な練習、試合を心がけると共に、乗馬技術、指導法、健康管理、事故防止等に関する情報収集や研究をし、自己研鑽に努めなければならない。

(厳守事項)

第9条 団員は次に掲げる事項の他、本規約その他の那須トレーニングファームも規則を厳守しなければならない。

- ① 指導者及び那須トレーニングファーム関係者の指導及び指示に従うこと。
- ② 上級者は下級者の指導に努めること。
- ③ 健康に留意し、活動中は安全な行動に気をつけること。
- ④ 遅刻及び無断欠席をしないこと。日時変更の場合は連絡をすること。
- ⑤ けんか及びいじめは厳禁のこと。
- ⑥ 他の団員及びその家族のプライバシーを尊重し、インターネットその他の公の場における言動に注意すること。

(退団)

第10条 団員は、本人またはその保護者の届出に基づき、いつでも退団することができる。

(除名)

第11条 団長は、団員が本規約に違反し、本団の品位を傷つけ、または打人として相応しくない行動があった場合には、当該団員を除名することができる。

(団費等の不返還)

第12条 既納の入団金、団費、保険料その他の費用は、退団、除名いかなる事由があっても返還しない。

(保険加入)

第13条 団員は、入団時に各自の負担によりスポーツ安全保険等に加入しなければならない。

(責任)

第14条 団員は、本団の活動に際しては指導者の指示に従い、自己の責任において活動するものとし、自己の不注意で活動中に発生した傷害または疾病その他の一切の事故について、本団及び那須トレーニングファーム、指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

附則

この規約は、那須トレーニングファーム乗馬スポーツ少年団結成の、平成20年6月1日より施行する。